

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月22日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

1 臨時代理の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、令和4年第4回東広島市議会定例会提出議案（令和4年度東広島市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分））に対し、市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和4年12月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができ

る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)～(5) ー略ー

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### 東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

令和4年度東広島市一般会計補正予算(第8号) (学校教育部・こども未来部(幼稚園)関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	事 業 名	内 容
10款 教育費			
1項 教育総務費			
2目 事務局費	▲ 10,882	特別職給与 118 職員給与 ▲ 11,000	本年4月の人事異動に伴う職員の実配置に基づく執行予定額の精査等
3目 教育推進費	0	学校支援センター運営事業 内容更正	学校支援センターの事務職員の雇用形態を変更したことによる歳出科目の組替え
2項 小学校費			
1目 学校管理費	74,230	小学校管理事業 74,230	燃料価格の高騰の影響による小学校の燃料費及び電気使用料の増額
3項 中学校費			
1目 学校管理費	36,007	中学校管理事業 36,007	燃料価格の高騰の影響による中学校の燃料費及び電気使用料の増額
4項 幼稚園費			
1目 幼稚園費	▲ 4,946	職員給与 ▲ 5,500 幼稚園管理運営事業 554	本年4月の人事異動に伴う職員の実配置に基づく執行予定額の精査等 燃料価格の高騰の影響による幼稚園の電気使用料の増額
6項 保健体育費			
3目 給食センター費	8,042	職員給与 ▲ 32,000 学校給食センター管理運営事業 40,042	本年4月の人事異動に伴う職員の実配置に基づく執行予定額の精査等 燃料価格の高騰の影響による電気使用料の増額(西条) 6,122 燃料価格の高騰の影響による燃料費及び電気使用料の増額(東広島) 27,367 燃料価格の高騰の影響による燃料費及び電気使用料の増額(北部) 6,553
合 計	102,451	(うち職員給与) ▲ 48,382	

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額	内 容
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	282,400	降雨の影響により、旧ため池内の地盤状況が悪化した時期があり、土砂の搬出にとりかかるまでに不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。(川上小学校グラウンド造成工事:R4当初予算額282,400)

令和4年度東広島市一般会計補正予算(第8号) (生涯学習部関係分)

1 歳出予算の補正

(1) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
10款 教育費			
5項 社会教育費			
1目 社会教育総務費	63,738	職員給与	47,000 本年4月の人事異動に伴う職員の実配置に基づく執行予定額の精査等
		芸術文化振興事業	16,738 芸術文化ホールくらの電気・ガス代の価格高騰の影響に係る追加経費を指定管理者に補填するため委託料を増額
2目 社会教育振興費	10,241	生涯学習施設管理運営事業	10,241 生涯学習センターの電気代及び市民文化センターの電気・ガス代の価格高騰の影響に係る追加経費を指定管理者に補填するため委託料等を増額
3目 美術館費	10,891	美術館管理運営事業	10,891 美術館の電気・ガス代の価格高騰の影響に係る追加経費を指定管理者に補填するため委託料を増額
4目 図書館費	5,960	図書館管理運営事業	5,960 中央図書館の電気・ガス代の価格高騰の影響に係る追加経費を指定管理者に補填するため委託料を増額
6項 保健体育費			
1目 保健体育総務費	1,000	職員給与	1,000 本年4月の人事異動に伴う職員の実配置に基づく執行予定額の精査等
2目 体育施設費	12,585	スポーツ施設管理運営事業	12,585 黒瀬屋内プールほか12施設の電気・ガス代の価格高騰の影響に係る追加経費を指定管理者に補填するため委託料を増額
合 計	104,415	(うち職員給与)	48,000